

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
第1条第1号及び第2条第1号に規定する知事が指定する機関の指定

〔 27 建 第 4888 号 〕
平成28年3月31日

福島県建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年福島県規則第28号）第1条第一号及び第2条第一号に規定する知事が指定する機関は、次の各号に該当するものとする。

- 一 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に関し必要な業務規程を定め、当該業務規程において福島県知事が所管する区域をその業務区域として定めているもの。
- 二 建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建築工事を請け負う者に支配されていないもの。
- 三 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の住宅部分を認定の対象とする場合にあつては、次のア又はイに掲げるもの。
 - ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
 - イ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関
- 四 法第11条第1項の非住宅部分を認定の対象とする場合にあつては、前号イに掲げるもの。